

参考資料

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

【都計画】第3 2. (2)適切な工期の設定

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.28)において、5年の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。
- これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要
- 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結

(2) 受注者の役割

- 受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結
- 民間工事においては工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮
 - ・ 建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
 - ・ 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

- 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映
- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。
- 予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化

(2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

- 社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上
- 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定
- 下請代金は、できる限り現金払いを実施
- 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用

工事請負契約設計変更ガイドライン

【都計画】第3 2. (2)適切な工期の設定

目的

本ガイドラインは、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにすることにより、必要な設計変更を適切に行い、もって公共工事の品質確保を図るためのものとして、平成21年6月に策定したものである。

1 設計変更

(1) 設計変更の基本的な考え方

設計図書と現場等に差異が生じた場合は、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行う。

(2) 設計変更の留意事項

受注者は約款第17条第1項に該当する事項等を発見したときは、直ちに監督員に通知しその確認を請求する。

(3) 設計変更の対象とならないケース

- ① 約款第14条及び第17条から第23条までに定められた手続きを経ていない場合
- ② 正式な書面によらないで施工した場合
- ③ 発注者と協議を行わず受注者の独自の判断で施工した場合
- ④ 発注者と受注者の協議が調わない時点で施工した場合
- ⑤ 「承諾」で施工した場合

(4) 仮設及び施工方法等の設計変更

「施工方法等」については、受注者がその責任において定める「任意仮設」が原則であり、原則として設計変更の対象としない。ただし、「施工方法等」を選択するために必要な条件に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。一報、関係官公署との協議等により「施工方法等」を指定する必要がある場合は、設計図書に仮設の構造、規格、寸法等を明示する「指定仮設」とし、設計変更の対象とする。

※約款：工事請負契約に係る標準契約書の約款

1-2 設計変更の対象となる主な具体的事例

対 象 事 項	主 な 事 例
図面と仕様書が一致しない (優先順位が定められている場合を除く。)	図面と仕様書の材料寸法、仕様等の記載が一致しない場合
設計図書に誤びゅう又は脱漏がある	平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合等
設計図書の表示が明確でない	工事施工上必要な材料仕様について、明示がない場合等
設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する	設計図書に示された地下水位が、現地条件と一致しない場合
予想することのできない特別な状態が生じた (設計図書で明示されていない施工条件について)	施工中に地中障害物を発見し、工事の支障となった場合
発注者が必要があると認めるときの設計図書の 変更	周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
受注者の責によらない事由による工事の一時中 止	関係官公署等の協議が未了のため、工事を一時中止した場合
自己の責めに帰すことができない場合の受注者 が工期の延長を請求	関連工事等の影響により、工期延長が必要な場合
発注者が工期の短縮を請求	関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合

2 工事一時中止

受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合、発注者が工事の全部又は一部の中止を通知しなければならない。

その場合、受注者に中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書の作成を指示する。また、必要があると認められるときは、契約金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担する。

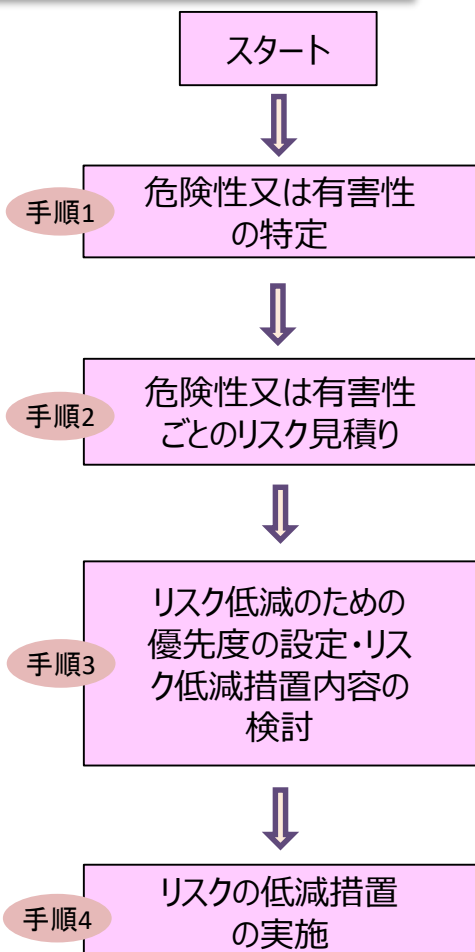
リスクアセスメントとは

- ① 従来の労働災害防止対策は、発生した労働災害の原因を調査し、類似災害の再発防止対策を確立し、各職場に徹底していくという手法が基本だったが、災害が発生していない職場であっても作業の潜在的な危険性や有害性は存在しており、これが放置されると、いつかは労働災害が発生する可能性がある。
- ② 技術の進展等により、多種多様な機械設備や化学物質等が生産現場で用いられるようになり、その危険性や有害性が多様化してきた。

これからの安全衛生対策は、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に適確な安全衛生対策を講ずることが不可欠である。これをリスクアセスメントという。

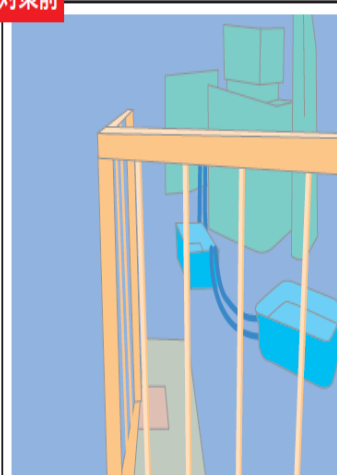
(平成18年4月1日以降、労働安全衛生法第28条の2により実施の努力義務化)

リスクアセスメントの基本的な手順



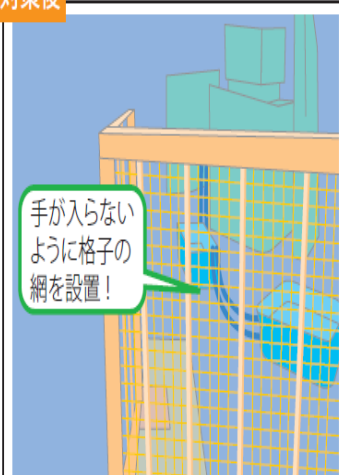
実施例

対策前



●柵中に回転体があるが柵から手が容易に入った。

対策後



手が入らないように格子の網を設置!

●手が入らないように格子の網をはり改善をした。

リスクの見積り・評価					
危険に近づく頻度	けがの可能性	けがの程度	リスクポイント	リスク	
柵の隙間が広いので、手が機械に触れて打撲する。	2	4	3	9	Ⅲ

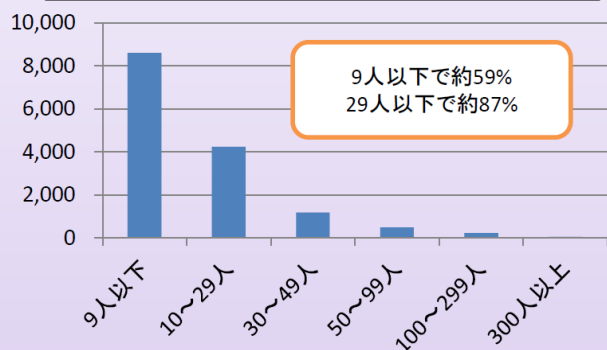
リスクの見積り・評価					
危険に近づく頻度	けがの可能性	けがの程度	リスクポイント	リスク	
	1	1	3	5	I

中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業

【都計画】第3 5. (1)安全衛生教育の促進

現 状

○建設業の労働災害の多くは中小規模事業場で発生
平成29年休業4日以上死傷者数(事業場規模別)



(労働者死傷病報告より)

- 建設業労働災害防止協会会員企業(多くはゼネコンで100人以上規模)は、自主的な取組や既存の建災防の事業により、自律的に労働災害防止対策を実施
- 中小専門工事業者(多くは建災防非会員)は自律的に安全衛生対策を講じることが困難であり、建災防の丁寧な支援が必要

対 策

以下の事業を補助金(補助率10/10)として実施する。
補助対象:「建設業労働災害防止協会」(建災防)

○中小専門工事業業者等に対する指導

・集団指導・技術研修会

中小専門工事業業者等の店社の管理者・安全衛生担当者、現場の職長・作業員を対象とした教育を行う。
(法定の教育等は除く)

・パトロール

建災防が中心となって建設現場のパトロールを実施し、非会員の事業場に対し指導を行う。

・個別指導

建災防の指導員が建設現場を個別に訪問し、安全衛生上の問題点、改善点がないか指導を行う。集団指導の参加者のフォローアップとして行うことを原則とする。

○中小専門工事業業者等の意識啓発

安全衛生大会を開催し、安全衛生意識の向上を図る。

○中小専門工事業業者が使用する映像教材の作成

中小専門工事業業者が社内教育等で使用する映像教材を作成し、インターネットを通じ配信する。

映像教材のテーマ例:安全帯の正しい使用方法

車両系建設機械との接触防止など

○支部活動のコンサルティング

支部活動を効果的に実施するため、安全管理士等を置き、支部に対する指導等を行う。

※「中小」は29人以下の規模を想定している。

運営に当たっては、厚生労働省、国土交通省の関係部署と協議会を開催

出典:厚生労働省において行われている事業説明資料を基に東京都建設業課で作成

墜落・転落災害等防止対策推進事業

【都計画】第3 6. (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

(背景)

- 建設業では依然として墜落・転落災害が多発しており、災害による死亡者の約4割、死傷者の約3割を占めている。
- 特に足場からの墜落・転落災害を防止するためには、労働安全衛生法令の遵守と併せて、墜落防止効果の高い手すり先行工法などの「より安全な措置」等（※）を一層普及していく必要がある。
- なお、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき、平成29年に閣議決定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」においても、「より安全な措置」等の一層の普及のため実効性のある対策を講ずることとされている。

（※）「より安全な措置」等は「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（安全衛生部長通達）で示している措置

過去15年間の死亡者数 (全体、転落・墜落)の推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
死亡災害	594	497	508	461	430	371	365	342	367	342	377	327	294	323	309
墜落・転落	260	203	190	207	172	147	159	154	157	160	148	128	134	135	136

(事業概要)

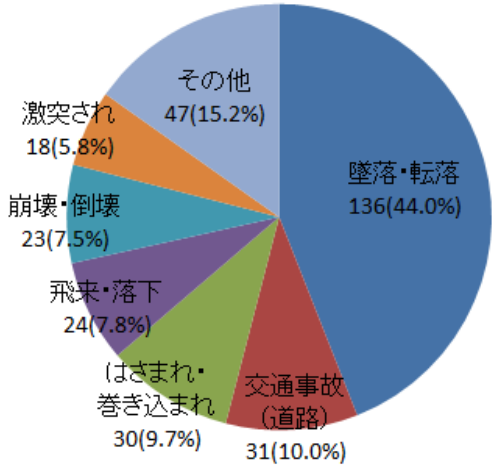
① 現場の診断・支援 (全国400現場)

- 建設現場を訪問し、設置されている足場の安全措置について診断
- 診断結果に基づき手すり先行工法等の「より安全な措置」等について技術的な助言・指導

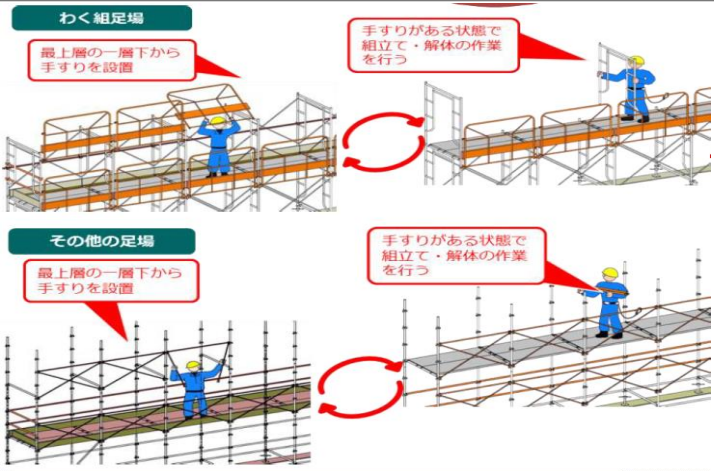
② 研修会の開催 (全国47カ所)

- 手すり先行工法等の「より安全な措置」
- 足場の組立図の作成
- 足場点検の手法等を周知し、普及させるための研修会を開催

H30における事故の型別内訳(死亡)



安全な足場の普及により、足場からの墜落・転落災害が減少



手すり先行工法とは

手すり先行工法とは、足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法

出典：厚生労働省において行われている事業説明資料を基に東京都建設業課で作成

社会保険の加入に関する下請指導 ガイドラインの概要

【都計画】第3 7. (1) 社会保険等の加入の徹底

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきもの

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(平成28年7月28日最終改訂)

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導する。
- ・ 再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば指導する。
- ・ 遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき。

○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する。
- ・ 遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき。

○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき。

下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行う。
- ・ 労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ

○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する。

○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する。

出典：国土交通省資料を基に東京都建設業課で作成

建設キャリアアップシステム

【都計画】第3 7. (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連等）で検討を進め、平成31年1月以降システムを利用できる現場に限った現場に限った「限定運用」を開始し、限定運用で蓄積した知見を踏まえ、平成31年度より「本運用」を開始
- 運用開始初年度で100万人の技能者登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標

＜建設キャリアアップシステムの概要＞

①技能者情報等の登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入状況等

【現場情報】

- ・現場名
- ・工事の内容 等

②カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り

技能者にカードを交付

③システムによる就業履歴の蓄積

技能者情報のイメージ

ID	123456789012
氏名	建設 太郎
生年月日	555 1980/07/28
保有資格	
登録業務技能者	型枠
型枠講習	王様1
特別教育	コープ教育作業
社会保険加入状況	退職金共済
健保	☐ 協会健保 ☐ 建建共 ☐
年金	☐ 厚生年金 ☐
雇用	☐

技能者の保有資格や社会保険の加入状況をシステム上で確認することが可能に

就業履歴情報のイメージ

雇用事業者	現場名	就業年月	就業日数
〇〇建設	××ビル	2019.6	22日
〇〇建設	△△住宅	2019.7	19日
〇〇建設	国産△△号	2019.8	11日
計	3現場		52日

技能者の就業履歴（いつ、どの現場で従事したかの実績）が蓄積される

技能者の処遇改善が図られる環境を整備

※システム運営主体（一財）建設業振興基金

技能者の処遇改善

- 経験や技能に応じた処遇の実現
- 自身の技能や就業履歴を簡易に証明

技能者情報（イメージ）

本人確認レベル	〇〇〇〇
氏名	建設 太郎
生年月日	555 1980/07/28
性別	男性
就業履歴数	2015履歴
就業日数	2015日
職種	型枠
保有資格	
所属事業所	
社会保険加入状況	

技能者就業履歴（イメージ）

現場	就業期間	就業履歴数	職種	立場	作業内容
〇〇ビル	2018.10.01 ～2018.12.29	42履歴	〇〇	職長	〇〇
□□再開発	2019.01.06 ～2019.01.25	15履歴	〇〇		
△△マンション	2020.05.05 ～2020.06.30	30履歴	□□		□□
合計		2015履歴			

現場管理の効率化

- 建設業退職金共済制度関係事務の効率化
- 社会保険加入状況などの確認の効率化
- 書類作成簡素化・合理化

建退共証紙



就業実績を把握・確認

施工体制台帳（イメージ）

元請会社名	元請の事業者	下請負人に関する事項
建設業許可	情報を反映	下請会社名 下請の事業者
工事内容等	現場情報を反映	建設業許可 情報を反映
監督員等		現場代理人等
社会保険等の加入情報	元請の事業者 情報を反映	社会保険等の加入情報 下請の事業者 情報を反映

作業員名簿（イメージ）

氏名	職種	生年月日・現住所等	健康診断	社会保険	資格	受入教育日

技能者情報を反映

出典：国土交通省資料を基に東京都建設業課で作成

2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会の大会施設工事における安全衛生 対策の基本方針

【都計画】第3 8. 2020年東京オリンピック・パラリンピック
競技大会に向けた先進的な取組の伝承

アスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるよう、世界の人々に感動を与える場となる大会施設を着実に整備するため、工事を安全最優先で施工することが不可欠。大会施設の建設工事のリスクに対し、安全衛生対策を徹底する必要

基本的な考え方

- 国内外から注目される大会施設の建設工事を、大会の一つのレガシー（引き継がれていく有益な遺産）として、今後の快適で安全な建設工事のモデルへ。
- 大会施設の建設工事に携わる者一人一人が世界最大の平和の祭典に参加しているという認識を持ち、安全衛生対策は、元請、下請（一人親方も含む。）の別なく、労使協調の下、統一的に実施



大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所JV作成／JSC提供

①発注者等による安全衛生の取組

安全衛生対策は発注・設計段階から開始。労働災害や公衆災害などの重大なリスクに対してより適切な対応を可能とする。

②リスクアセスメントの実施促進等

リスクアセスメントを徹底し、工法自体の選択も含めて抜本的なリスク低減策を講じ、工事従事者にはきめ細やかな安全衛生教育

③墜落・転落災害等の防止徹底

建設工事で多く発生している墜落・転落災害や公衆災害の防止への重点的な取組み

④より魅力ある建設現場の構築

女性や若者が安全に安心して、やりがいを持って働ける現場を構築。

対策の実施状況を協議会でフォローアップ

大会エンゲージメント への貢献

安全衛生対策の分かりやすい情報発信や技術者間交流などを通じて、たくさんの人達と一緒に大会を創り上げていこうとする大会エンゲージメントにも貢献

世界に誇る日本の建設工事の高い安全性と信頼を次の世代へ継承

出典：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事
安全衛生対策協議会資料を基に東京都建設業課で作成